

# 会報 ● 木の国わかやま

Land and House Investigator Wakayama

Vol. **78**  
2022.01.01



「日本最南端子午線塔」



和歌山県土地家屋調査士会



# 土地家屋調査士倫理綱領

## 1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。

## 2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。

## 3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

# CONTENTS

## ごあいさつ

和歌山地方法務局	局長	宮本 典幸	.....	1
和歌山県土地家屋調査士会	会長	服部 正	.....	3
(公社)和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長	吉田 秀幸	.....	5
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	会長	稲垣 崇	.....	6

## 情報の広場

相続登記制度が変わります！	.....	7
調査士報告方式の概要	.....	9

## 報 告

表彰	広報部	.....	10
川口吉雄氏が黄綬褒章受章	広報部	.....	11
近畿ブロック第 65 回定例協議会	広報部	.....	12
献血活動報告(新宮支部)	広報部	.....	13
献血活動報告(和歌山支部)	広報部	.....	14
湯浅出張所・岩出出張所 廃止のお知らせ	広報部	.....	15

## 部会だより

総務部	総務部長	坂口 了太	.....	16
財務部	財務部長	松本 光弘	.....	18
業務部	業務部長	長岡 史郎	.....	19
広報部				
和歌山大学寄付特別講義寄付講義委員会	副委員長	仲谷 雅弘	.....	20
研修部	研修部長	和田 武志	.....	23
境界問題センターわかやま				
境界問題センターわかやま センター長	島本 俊幸	.....	25	

## 支部だより

和歌山支部	支部長	寺地 聡彦	.....	26
紀北支部	支部長	和田 佳人	.....	27
有田支部	支部長	浦 ふゆき	.....	28
御坊支部(法の日についての御坊支部の対応)				
	支部長	中島 一成	.....	29
田辺支部(コロナ禍で出来た事と出来なかった事)				
	支部長	宮井 一好	.....	30
新宮支部	支部長	谷口 武大	.....	31

## 投 稿

デジタル庁創設、オンライン化、SNS 問題				
	田辺支部	西端 俊彦	.....	32
ウェブ研修会	和歌山支部	山村 定司	.....	34
紀州備長炭の世界	御坊支部	谷久保浩二	.....	36
子午線一人歩き旅 303km				
	兵庫県土地家屋調査士会 明石支部	藤本 明生	.....	40
70 周年記念事業を終えて				
制度制定 70 周年記念プロジェクト委員会 委員長	片岡 聖佳	.....	43	

年男のコーナー	.....	45
---------	-------	----

事務局だより	.....	46
--------	-------	----

新入会員紹介	.....	47
--------	-------	----

広 告



## 新年の御挨拶

和歌山地方法務局

局長 宮本典幸

新年あけましておめでとうございます。

和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様にとりまして、本年も充実し、実り多い1年となりますようお祈り申し上げます。

また、平素から、表示登記を始めとする当局の業務運営に対しまして格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本国内において新型コロナウイルス感染症の完全な終息のきざしが見えない中、2度目の新年を迎えました。このような中であっても、法務局は国民の社会経済活動の基盤となる業務を担う行政機関として、感染防止に万全を尽くしつつ業務の継続に取り組んでいるところです。特に、法務局の基幹業務である登記事務を円滑に運営するためには、皆様の協力が必要・不可欠となります。引き続き、貴会員の皆様方と法務局が連携して登記行政を推進して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、最近の当局の表示登記に関する各種の取組について、誌面をお借りしてお伝えさせていただきます。

まず、登記所備付地図作成作業についてです。

法務局における登記所備付地図の作成は、表示登記における最重要課題でありま

すが、いわゆる法第14条第1項地図が備え付けられている割合は、全国で約58%にとどまっています。このような状況を踏まえ、法務局では、平成27年度から、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、従来の地図作成作業に加え、大都市型登記所備付地図作成作業及び震災復興型登記所備付地図作成作業を実施し、その拡充を図っているところです。

本年度、当局における地図作成作業は、従来型の地図作成作業として2年目作業を和歌山市紀三井寺、三葛、小雑賀及び中島の各一部(0.552平方キロメートル、1,991筆)について、1年目作業を和歌山市小雑賀1丁目から3丁目の全域及び小雑賀の一部(0.520平方キロメートル、1,237筆)について実施しています。

当該地図作成の作業は、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に受託していただいております。新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ円滑かつ確実に進められているとの報告を受けています。御尽力いただいている関係各位に対しまして、改めて御礼申し上げます。

次に、筆界特定制度についてです。

会員の皆様方にも筆界調査委員として、また、申請の代理人として御尽力いただい

ている筆界特定制度は、制度発足から16年が経過し、全国で、毎年2,500件程度の申請がされるなど、広く国民に認知され、定着した制度となりました。

また、令和2年9月から、地籍調査の円滑化及び迅速化を図るための新たな施策として、地籍調査を実施する地方公共団体に筆界特定の申請権限が付与されました。今後、筆界未定の発生防止及び解消のため、更なる筆界特定制度の利用が期待される所です。

会員の皆様には、引き続き、筆界特定制度の円滑な運用につきまして御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

次に、表題部所有者不明土地解消作業についてです。

表題部所有者欄の氏名住所等が正確に記録されていない登記を解消するため、地方公共団体の要望等を踏まえ、登記官が所有者等の探索を行う作業を実施しており、その探索の過程で所有者等探索委員として、貴会から現在11名の方に専門的な知見を基に必要な調査を行っていただいている所です。

所有者不明土地問題の解消は、法務局として極めて重要な課題に位置付けられていることから、円滑かつ迅速に解消作業が実施できるよう、引き続き、御支援と御協力をお願いいたします。

そして、筆界の調査・認定の在り方に関する検討結果についてです。

登記実務の観点から、筆界確認情報を得ることが困難な場合を主として念頭に置きつつ筆界認定の在り方等を整理することを

目的として、「筆界認定の在り方に関する検討会」（一般社団法人金融財政事情研究会主催）が発足し、同検討会に係る取りまとめ結果である「筆界の調査・認定の在り方に関する検討報告書」が令和3年6月に公表されました。

これは、所有者不明土地問題や近隣関係の希薄化等の社会的な問題から生じる登記実務上の課題の解決に向けた対応が求められるものであり、今後は、同報告書の内容を登記実務に反映させるため、筆界確認情報に係る運用状況や課題の整理等が法務省において検討され、登記実務における筆界確認情報の取扱いについての新たな運用が開始されることとなりますので、その円滑な実施に、御理解、御協力をお願いいたします。

最後になりますが、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として土地家屋調査士業務に対する国民の信頼と期待が大きくなる中、貴会及び会員の皆様が、国民生活の安定と向上のため、地域社会に更に貢献されることを期待申し上げ、貴会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。





## 新年の御挨拶

和歌山県土地家屋調査士会

会長 服部 正

“あけましておめでとうございます”

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、会務運営に格別の御理解御協力をいただき誠にありがとうございます。2期目を迎えました執行部についても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は、前年度より延期されていた土地家屋調査士制度制定70周年記念事業が、完結を迎えることができ、大変うれしく思います。友ヶ島に子午線塔モニュメントを5月に完成させ、6月には、和歌山市に寄贈することが出来ました。そして、7月には事業の集大成として記念式典をコロナ禍とは言え、多くの御来賓の方々をお迎えし、開催できました。この事業に携わっていただいた多くの方々にこの紙面をお借りして、感謝を申し上げます。

一方、新型コロナウイルス感染症も収束に向かっているのか、新規感染者数も減少に転じて参りました。しかしながら第6波を警戒する情報も多数見受けられます。感染防止対策を継続しつつ、少しずつ以前のような「当

たり前の日常」を取り戻していきたいと思えます。WEBシステムを利用した会議や研修会については、研修部において積極的に取り組んでいただき、会員の負担軽減に繋がっています。

さて、今年度より開始した年次研修（義務研修）ですが、当会は昨年12月3日に開催し、多数の会員が研修を受けました。倫理問題や懲戒事例について、また、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用についてなど、社会における隣接法律専門職としての土地家屋調査士の在り方や振る舞いといったところを研修致しました。グループ討論においては、意見交換が行われ、有意義な時間を共有することが出来ました。今後の業務に活かしていただきたいと思えます。

土地家屋調査士法の一部改正に伴う附帯決議にもあるように、積極的に研修を重ね、資格者としてスキルアップしたうえで、所有者不明土地問題、空き家問題、狭あい道路問題、道路内民有地問題、筆界特定や境界問題紛争解決制度、各種無料相談会など、国民に安心・安全を与えられる資格者を目指して参りたい

と思います。

そのためには、私たち土地家屋調査士をもっともっと、知ってもらふ必要があると思います、外部に向けての広報のため、あるいは、会員同士の情報共有のツールの一つとして当会のホームページをリニューアルしたいと考えています。初期費用がかさむ懸念がございますが、リニューアル後の発信性や利便性を期待しています。まだまだ検討する事項が山積していますが、是非とも成し遂げたいと思います。会員皆様に御支援、御協力をお願いするものです。

また、寄附講義委員会では、大学に限らず中学校や高校、高等専門学校などで「出前授業をしてはどうか？」という意見も出ており、教育委員会等に働きかけを始めたところです。若い世代に土地家屋調査士という資格をもっとアピールし、登記制度や測量、土地の境界線などについて触れるきっかけとなることを期待しています。和歌山大学における寄附講義については、受講する学生を増やせるように、大学側とも検討を重ねています。

最後になりましたが、会員、事務局職員の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。





## ごあいさつ

(公社) 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 吉田 秀幸

新年あけましておめでとうございます。  
皆様におかれましてはつつがなく新しい年  
をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は役員改選の年であり、理事会におい  
て互選により理事長を拝命いたしました。新  
体制での船出となり、色々と不慣れな面もあ  
るかと思いますが役員一同一丸となって協会  
の発展のために協会運営に尽力してまいりま  
すので社員の皆様ご協力の程よろしく願い  
いたします。

又、私事ではありますが、理事長就任に当  
たり書類の問題などから今まで使用していた  
職名の石垣から戸籍上の吉田に変更しました  
こともこの場をお借りして改めてご報告させ  
て頂きます。

今年は、新型コロナウイルスも落ち着きを見  
せるのではないかとの期待の反面、海外では  
更に恐ろしい変異株がみつかりまだまだ予  
断を許さない状況ではあります。新しい会議  
の方法、仕事の進め方などが広がる中、面談  
による会議、打合せの重要性も改めて感じて  
います。今後どのように動くかの過渡期であ  
ると考えますので、本会、政治連盟、他団体  
の動きも見ながら協会の運営、事業を進めて  
いきたいと考えています。

昨年11月、近畿公嘱協会理事長会議が開  
かれた際、売り上げが前年度を上回っている  
のは和歌山協会だけでした。目に見えて特に  
和歌山県の新規路線の数も、特に紀北では減

少しています。この点、対岸の火事と考えず  
未契約庁の解消や新たな業務の開拓などの検  
討が必要と考えます。又、先の全公連の研修  
では、役所の担当者、監督者の減少により公  
共事業がすすめられない事実があることも報  
告されています。担当者が現場近くで車中で  
寝起きをしている事実もあるようで、担当者  
の不足は公共事業の遂行減少につながってい  
る面もあるようです。当和歌山協会も、14  
条地図作成事業担当希望社員の減少も危惧し  
ています。皆様のふるってのご参加、ご協力  
をよろしくお願い致します。

コロナ禍で中断していた、基準点付ヘリサ  
イン設置事業も今年度は再開していきます。  
地元理事の尽力もあり特に田辺市には良い感  
触を得ています。和歌山県の防災に寄与でき  
るよう今後他の市町でも進めてまいります。  
基準点の亡失調査も今年度橋本地区で進める  
予定です。その他、公嘱協会の県や市町への  
認知をあげ事業を受注するためにも、研究、  
調査、遂行すべきことがあるかと考えますの  
で、他団体との協力、情報の共有など少人数  
だからこそできる和歌山協会の強みを生かし  
ていきたいと考えています。

最後になりますが、コロナ禍の中、皆様方  
とご家族が健康で充実した1年を過ごせま  
すように又、協会の運営にご理解ご協力賜り  
ますようお願いし、新年のご挨拶とさせてい  
たできます。宜しくお願い致します。



## ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士政治連盟

会長 稲垣 崇

新年明けましておめでとうございます。

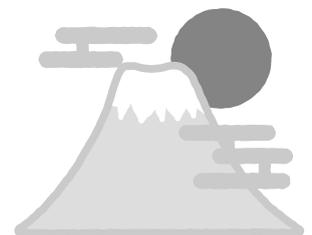
会員の皆さま方におかれましては、平素より本連盟の活動にご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。また、昨年11月の衆議院選挙では本連盟が推薦した二階俊博衆議院議員、石田真敏衆議院議員を再び国政に送り出すことができたことは本連盟にとってもとても喜ばしいことと思います。これもひとえに多くの会員の皆様方のご尽力のおかげであり、あらためて御礼申し上げます。そして、今年は参議院議員選挙が行われます。あらためて会員の皆様にはご支援をお願いすることとなるかと思いますが宜しく願いいたします。

さて、コロナ渦も新規感染者数が減少し、やっと終息するのかなと明るい兆しが見えてきたように思えたのですが、新たな変異株「オミクロン株」が世界中で感染拡大してきました。この「オミクロン株」、いまだ正体はよく分からないそうで、今年もコロナ渦の不安を抱えて過ごすのかと思うと気が滅入ります。新年の挨拶だから何か明るい話題はないかと考えるのですが、思い浮かぶのは不安なことばかりで明るい話題を考えられそうになるので、全国土地家屋調査士政治連盟（全調政連）の活動を紹介させていただきます。

現在、全調政連は、筆界を明らかにする業務が土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、公嘱協会が行える業務である旨の明文化と、狭あい道路解消に係る有効な予算措置及び国によるガイドラインの策定を実現する活動をしています。この活動を強力にご支援いただいているのが自由民主党、公明党、立憲民主党に組織された土地家屋調査士制度推進議員連盟であります。和歌山県選出の国会議員にもこの議員連盟に入会して頂いております。

政治連盟は任意加入ですが、その活動により得られた成果は土地家屋調査士会全員が等しく享受することができます。我々の生業である土地家屋調査士制度を守るため、政連会員である方にはさらなるご支援とご協力を、そして未入会の方には政連の活動をご理解いただき、入会をお願いします。

結びに、今年こそはコロナ渦が終息することと、会員のみなさまのご健勝とご多幸を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和6年4月から相続登記制度が変わります！

# 知っていますか？ 相続登記制度が新しくなりました

Q1 法律が変わり、不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されると聞いたのですが、なぜですか？

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、**復旧・復興事業等や取引を進められない**といった問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、**令和3年4月、成立**し、相続登記が義務化されました。



Q2 長期間、相続登記をしないままの不動産があるのですが、今すぐに登記をしないといけませんか？

相続登記が義務化される制度は、**令和6年4月1日からスタート**します。

また、相続登記の申請については、制度のスタートから**3年間の猶予期間**があります。



Q3 相続登記をしない場合には罰則があると聞いたのですが、本当でしょうか？

新しい制度では、**正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性**があります。

例えば、関係者が多くて必要な資料を集めるのが難しい場合などは、罰則の対象になりません。



Q4 制度がスタートした後、不動産を相続したとしたら、どのような登記をすればよいでしょうか？

相続人の間で**遺産分割の話し合い**がととのった場合には、その結果を踏まえた登記をすることになります。

話し合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」の手続をとることで、**義務を果たすこともできます**。

この手続は、自分が相続人であると申告して、それを示す戸籍を出せば、一人で行うことができます。  
(令和6年4月1日からスタート)



Q5 不動産登記について、相続登記制度以外にどのような見直しがされていますか？

①所有名義人となっている**不動産の一覧**を、相続人等に証明する制度や、②登記簿上の**所有者の住所等が変わった場合**に、その申請登記を義務化する制度などが導入されます。

これらは、**令和8年4月までにスタート**します。  
(具体的な時期は今後決められます)



Q6 相続登記について不明な点がある場合、どこに相談すればよいでしょうか？

**お近くの法務局**や登記の専門家である**司法書士会**などにご相談ください。

また、相続登記を推進する様々な取組を、法務省の専用ページで情報提供しています。



なくそう、  
所有者不明土地！



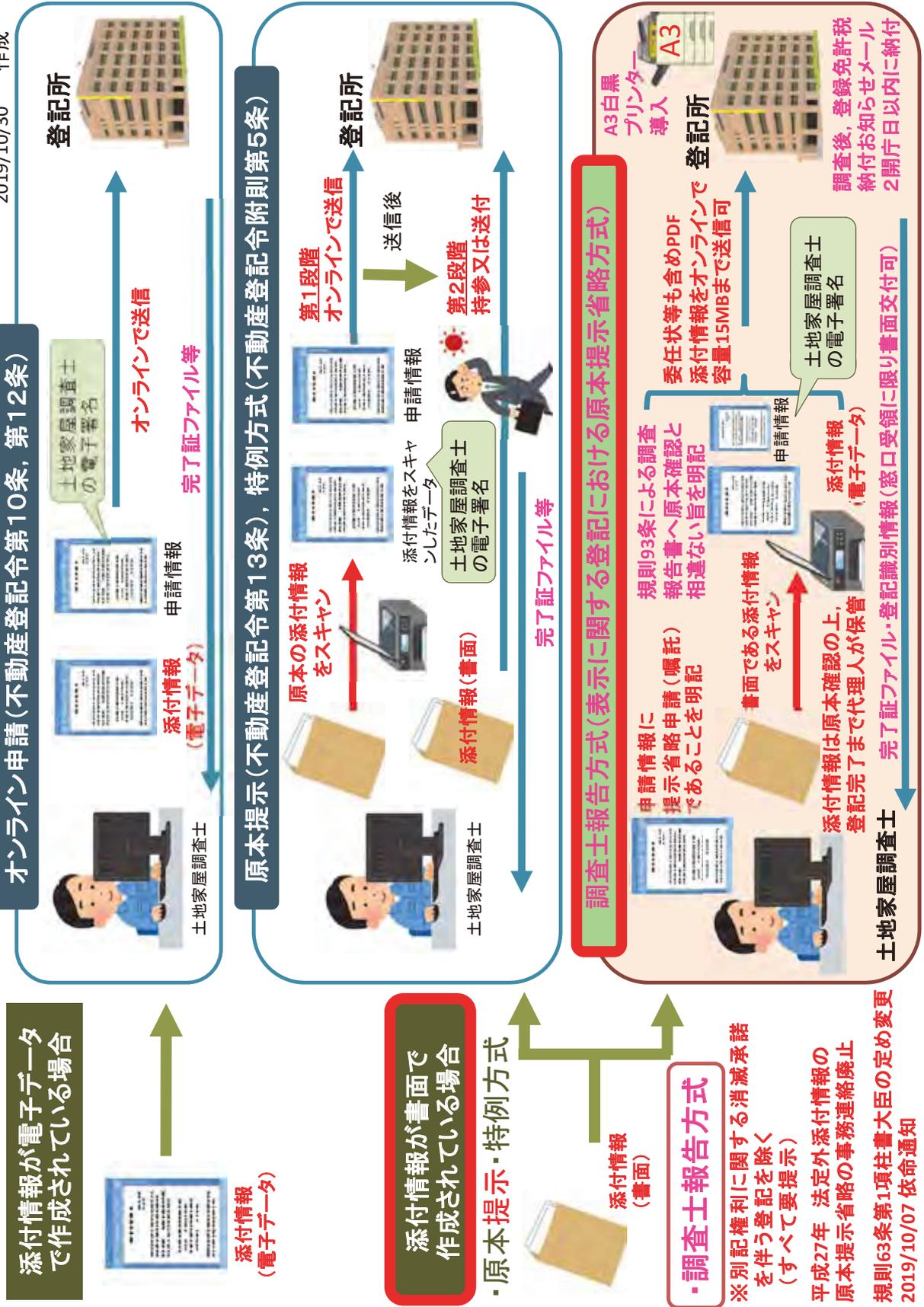
詳しくは、こちらの**法務省ホームページ**をご覧ください。▶



# 調査士報告方式の概要

本概要は、一部の事例イメージを記載したもので、全ての申請方法・登記処理を記載したものではありません。

2019/10/30 作成



※別記権利に関する消滅承諾を伴う登記を除く (すべて要提示)

平成27年 法定外添付情報の原本提示省略の事務連絡廃止

規則63条第1項柱書大臣の定め変更  
2019/10/07 依命通知

## 表彰

(令和3年度)

(敬称略)

### 会長表彰

齊宮 明 (紀北 支部)  
菊屋 洋平 (有田 支部)  
笹本 扶 (御坊 支部)  
澤本 明治 (田辺 支部)

### 和歌山地方法務局長表彰

植田 耕作 (有田 支部)  
生駒 成通 (有田 支部)

### 近プロ会長表彰

寺下 能明 (和歌山支部)  
杉本 哲也 (和歌山支部)

### 連合会長表彰

牛居 裕彦 (有田 支部)  
小川 廣行 (紀北 支部)

### 管区局長表彰

北山 佳史 (紀北 支部)  
脇田 克二 (紀北 支部)

### 法務大臣表彰

菊屋 和訓 (有田 支部)

### 黄綬褒章受章

川口 吉雄 (紀北 支部)

# お 祝 い

令和3年4月29日、紀北支部の  
**川口吉雄氏**が**黄綬褒章**を受章されました。  
おめでとうございます。



## 近畿ブロック第65回定例協議会

広報部

令和3年7月16日(金)和歌山市のホテルグランヴィア和歌山において、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック第65回定例協議会が開催されました。

今年度は和歌山会が当番会ということで会場の設営等の準備をさせていただきました。

次期開催 令和4年7月15日(金)ホテル日航奈良



## 献血活動報告（新宮支部）

令和3年8月21日（土）

（広報部）

和歌山県土地家屋調査士会では社会貢献活動の一環として、毎年県内2か所で献血活動を行っています。

今回、新宮支部の皆様にご協力を頂き、「スーパーセンターオークワ南紀店」様にて、献血の協力呼びかけと、土地家屋調査士のPRとして、パンフレット等を配布いたしました。

前日から降り続いた雨も受付開始前に止み、天気に恵まれ53名の方に献血していただきました。

献血にご協力いただきました皆様、新宮支部の皆様、ありがとうございました。



## 献血活動報告（和歌山支部）

令和3年9月12日（土）

（広報部）

本年も、社会貢献及び広報活動の一環として和歌山支部協力のもと、メッセオークワガーデンパーク和歌山店様にて献血活動を行いました。

献血していただいた方には、土地家屋調査士に関するパンフレットと粗品を配布致しました。

活動開始前から終了時まで雨に見舞われましたが、想定を大幅に上回る94名の方に献血していただきました。

雨の中ご協力頂きました皆様、ありがとうございました。



## 湯浅出張所・岩出出張所 廃止のお知らせ

和歌山地方法務局湯浅出張所及び岩出出張所は、令和3年1月8日（金）をもって廃止し、同月12日（火）に和歌山地方法務局（本局）に統合されました。



## 総務部

総務部長 坂口了太

### 令和3年度 総務部活動報告

総務部の事業は、令和3年度も概ね例年どおりのもので、これまでに、諸規則の改正を行ったり、各種相談会に参加したりしました。

年明け早々には、和歌山地方法務局から講師をお招きし、「文章作成」に関する研修会を開催することとなっておりますので、会員の皆様方には是非ともご参加いただきたいと思います。

ところで、今年度は和歌山会が近畿ブロック協議会の「当番会」に当たっている年であります。

令和3年7月16日には、第65回定例協議会がホテルグランヴィア和歌山にて執り行われました。

残念ながら、コロナ渦の影響により、大幅な規模縮小のもとでの開催となり、いつものような賑わいとはかけ離れた静かな総会となりました。

時の総務部長としては何かと憂慮していた行事なので、ある意味では楽をさせていただきましたが、その一方で、6年に1度の巡り合わせでしか回ってこないものですから、フルスペックの総会を経験できなかったことは、少々残念にも思った次第です。

そのようななか、コロナ渦が少々落ち着きを見せ始めた令和3年12月10日に、同じくホテルグランヴィア和歌山で、近畿各会の事務局長が集う事務局長懇談会と懇親会が開



事務局長懇談会の様子

催され、そこに同席させていただく機会をいただきました。

玉置事務局長以外、まともにお話をさせていただくのは初めての方ばかりでしたが、各会、事務局長ともなれば、正会員に勝るとも劣らないくらい土地家屋調査士のことを考えてくださっており、その熱意に頭が下がる思いでした。

私のような若輩が言うのもおこがましいのですが、いつも光のあたらないところで我々



懇親会の様子

のことを支えてくださっている事務局職員の方々に感謝しつつ、互いに切磋琢磨して土地家屋調査士会の発展に寄与できればいいなと思いました。

ワクチン接種進展の恩恵なのか、コロナ渦

が落ち着きを見せ始めた矢先、再び変異株ウイルスの脅威に怯える事態となりました。

感染症対策を行いつつ事業を執行して参りますので、今後とも会員の皆様方にはご理解・ご協力を賜れますようお願い申し上げます。



次回会議に向けた会場施設との打合せの様子

## 財 務 部

財務部長 松 本 光 弘

### 日調連親睦ゴルフ大会について

京都にて開催が予定されていましたが日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会ですが、新型コロナウイルス感染拡大により延期となっています。令和4年10月8日(予定)に改めて京都にて開催予定でありますので皆様の参加をお待ちしています。



### 会費の納入は自動引き落としが便利です。

定額会費の納入について、若干名の納入忘れが見受けられます。指定口座からの自動引き落としが非常に便利です。自動引き落としにしている会員様は、是非とも自動引き落としの手続きをお願いいたします。

自動引き落とし手続きについては事務局への問い合わせをお願いいたします。

## 業 務 部

業務部長 長岡史郎

### 現在の社会情勢を踏まえた業務部活動報告について

昨年度に引き続き新型コロナウイルスが猛威を振るっている中、令和3年10月15日（金）第1回近畿ブロック業務部会がオンライン形式により開催されました。昨年度からオンラインを活用した会議が多くなっていることから、画面を通じての情報交換・議論となりましたが非常に有意義な会議となりました。

また令和3年11月12日に開催された業務部・和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会共催研修会については、業務部単独ではなく、研修部等の他部署との連携及び他団体である和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力を得て実現に漕ぎつけることができました。このような団体の垣根を越えて共同で研修会を実施する試みは数年ぶりであり、事前準備は非常に困難を要し、各部署、団体の責任者・担当者が数回打合せ、模擬研修会等の下準備を経て当日は成功を収めることができました。和歌山県土地家屋調査士会と和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は会員のほとんどが両会に所属しており、当会の活動においても切っても切れない関係であり両会が協力し事業を行うことは和歌山県の土地家屋調査士業務の発展に大きく寄与すると考えております。

今後の業務部会の方針としては、新型コロ

ナウィルスの感染状況が若干ではありますが落ち着きを見せており、このまま収束に向かい本来の日常生活が戻れば良いのですが、感染拡大第6波やオミクロン株等の新たな脅威が差し迫っていることから当面はZOOMウェビナーを活用したオンライン会議、オンライン研修会がメインになると考えられます。当初は新型コロナウイルス感染拡大防止策として事前準備期間がほとんどないまま導入・活用となりましたが、会員の皆様の御協力により何とか実現致しました。現在では、対面会議・研修会と比べて時間的・金銭的制約が少ないことから会員の皆様方には会議・研修会以外にも積極的にオンライン利用して頂きたいという思いであります。

今後も会員ファーストの立場に立って、有益な情報及び興味深いテーマを扱った事業を行って参りたいと考えておりますので、会員の皆様も御協力の程宜しくお願い致します。

## 広 報 部

寄付講義委員会 副委員長 仲 谷 雅 弘

### 令和3年度和歌山大学寄付特別講義について

平素は、寄付講義委員会の活動にご理解をいただき、ありがとうございます。

令和3年度の和歌山大学寄付講義は、関係各位の協力をいただき、全15講義と9月29日にオンライン形式にて成績優秀者2名の表彰式を行いました。

昨年はすべての講義がオンデマンド動画配信形式での対応となりましたが、令和3年度は、大学側にも感染対策を行っていただいた上で対面での実施に向け準備を進めました。しかし4月になるとコロナ感染者数が増加していると報道されはじめました。

ガイダンス及び第1講は対面で実施できましたが4月22日、和歌山大学から緊急事態宣言発令に伴い、4月26日（月）以降、原則として学生を登学禁止とするため、遠隔授業に切り替えてほしい旨の連絡がありました。

予てより、日程の途中から遠隔授業へ切り替わることを見越して準備をお願いしておりましたが、急遽対応いただくことになりました。講師担当者の皆様、ありがとうございました。

寄付講義委員会では講師、補助委員として活躍いただける方をお待ちしております。

どうぞよろしくおねがいします。

以下、期末レポートの論述式設問より、優秀と思われるものを一部、紹介いたします。

当委員会が担当する「国家基盤づくりに係る土地・家屋の調査」は各講義内で講師が作成し、採点する「出席レポート課題」と、講義日程終了後、学生に問題を持ち帰らせ、期限を定めて提出させる「期末レポート課題」を各々50%の割合で点数化し成績評価を行っています。

本年の論述問題では学生が将来、仕事や日常生活で土地境界について考える局面で役立てていただくことを念頭に、境界の定義や性質による分類について、正しく説明できるかを問うております。

#### 小問1

土地の境界には数種類あると言われていますが、次の境界の意味を説明しなさい。  
(各種類につき80字程度で) ①筆界、②所有権界、③占有界(定義の解答は省略)

#### 小問2

小問1の筆界と所有権は常に一致してれば問題ないのですが、所有権界と筆界がずれてしまうことがあり、それが境界紛争の発端になることがあります。所有権界と筆界ずれ



る原因と思われるものを一つ挙げるとともに、そのずれを解消する（＝所有権界と筆界を一致させる）方法についてそれぞれ400字程度で書きなさい。

（ずれる原因）

（優秀答案）

「筆界」を表す「地図・公図」「地積測量図」等に、過失や故意の問題があって、それを訂正しなかったが故に「所有権界」の位置と一致しないこと、またお隣同士の話し合いで「所有権界」が変更されたにも関わらず分筆登記はしなかったため、「地図・公図・地積測量図」に変更が反映されず、「筆界」は以前のままなのに「所有権界」は変更されているという状態が発生すること、また土地の一部が時効取得されたことなどが原因で所有権界と筆界がずれることがある。

（そのずれを解消する方法）

（優秀答案）

筆界と所有権界のどちらにずれがあるのかをまず明らかにする必要がある。

筆界においては訴訟で争う方法とADRによる方法がある。筆界特定制度などを利用し、



裁判などで筆界が明らかになれば、筆界不明でずれが生じていた場合は解消される。

逆に筆界が明らかで所有権界があいまいな場合は、訴訟やADRを用いて所有権界を特定する必要がある。また、所有権界においては私的な領土争いであるため、自由に合意することもできる。これらを踏まえたうえで、筆界、所有権界を一致させる手続きとしては、所有権界を放棄し、以後は筆界のみを境界とする方法と、所有権界で分筆登記をする方法がある。分筆登記を行うことで所有権界に新たな筆界が誕生し、係争地の所有権移転登記を行うことで両者を一致させることができる。



## 2021年度 和歌山大学寄付講義予定表

回数	日程	内 容	担当	補助1	補助2
1	4/12	<b>ガイダンス</b> ～マンガでわかる土地家屋調査士～	片岡	講師全員	—
2	4/19	<b>はじめて学ぶ不動産登記制度</b> ～私達にも身近な不動産登記手続の流れ～	小林	津田	北脇
3	4/26	<b>日本の土地制度と歴史的沿革</b> ～境界はいつからどのようにできたのか～	津田	谷久保	西端
4	5/10	<b>土地の登記</b> ～土地とは一体なんだろう？～	谷久保	坂上	津田
5	5/17	<b>土地に関する表示の登記</b> ～その実務と実際～	坂上	片岡	貴志
6	5/24	<b>地籍整備に必要な測量に関する理論と実務</b> ～これでバッチリ、登記所に備える図面の見方～	片岡	西端	木村
7	5/31	<b>地籍整備、不動産登記法14条の地図</b> ～災害後復興から事前復興を目指して～	西端	和田	小林
8	6/7	<b>境界論</b> ～公法・私法の境界、占有境界、登記との関係～	和田	山下	福本
9	6/14	<b>建物に関する表示の登記（普通建物）</b> ～登記できる建物の認定 これ建物なのですか？～	山下	正井	坂上
10	6/21	<b>建物に関する表示の登記（区分建物）</b> ～今住んでいるマンションは一体だれのもの～	正井	本館	津田
11	6/28	<b>和歌山大学の不動産</b> ～私たちの大学の不動産を考えてみよう～	本館	髙村	片岡
12	7/5	<b>まちづくりにかかせない不動産に関連する各種の法律</b> ～各種法律からみる不動産取引の実務～	髙村	仲谷	木村
13	7/12	<b>境界紛争発生メカニズム</b> ～境界紛争を未然に防げ～	仲谷	正井	谷久保
14	7/19	<b>境界紛争の解決手段</b> ～境界紛争解決における土地家屋調査士の役割～	正井	仲谷	山下
15	7/26	<b>まとめ</b> ～都市基盤情報と登記制度の未来～	仲谷	片岡	正井

月曜日の4限目（14：50～16：20）教室：未定

## 研 修 部

研修部長 和田 武 志

### 「年次研修」はじまる

令和3年12月3日、和歌山ビック愛にて「第1期土地家屋調査士年次研修（令和3年度）」が開催されました。

昨年から猛威を振るっていた新型コロナウイルスによる新規感染者が激減し、新変異種「オミクロン型」も本邦では極少数の確認に留まっていた時期とはいえ、和歌山支部、紀北支部を中心に総勢58名の会員を集めた久々の集合研修となりました。



久々の賑やかな集合研修

この「年次研修」は、近年、私ども土地家屋調査士業務の専門性が高度化する中で、土地家屋調査士としての『責任の自覚』と『倫理の保持』がより一層求められているという現状を踏まえ、連合会の主導により本年より「義務研修」として制定された研修で、すべての会員は5年を1期とする期間中に1回、所属する土地家屋調査士会が指定する時期に受講する義務が課せられています。



検温と消毒で対策もバッチリ

さて、この研修は2部構成となっており、前半は「職務上請求書」と「懲戒制度と懲戒処分事例」に関する映像教材の視聴、後半はグループにわかれて予め決められた『課題』を討論（というか意見発表）するという内容でした。



少しスクリーンが小さかったです

映像教材は2本で約100分の長さがありますが、受講者の皆さんは睡魔に負けることなく真剣な眼差しで視聴されていました。

また、グループ研修では自分の班のメンバーの発言が聞き取り辛いくらいに各班とも

活発な意見交換がなされ、熱気にあふれる会場からは会員の皆さんの『業務に対する真摯な姿勢』が伝わってくるようでした。

かくして当会初めての「年次研修」は滞りなく終了となりました。

研修部といたしましては、「はじめての試み」にしては、全体として『及第点』をいただける出来ではなかったかと考えておりますが、はたして参加された会員の皆様のご評価はいかがでしょうか。

もちろん細かな反省点・修正点はありましたので、今回の研修での経験を、紀南で開催される次回の年次研修に生かしたいと思えます。

最後になりますが、本研修の開催にあたってご尽力いただいた服部会長をはじめ役員の皆さん、事務局の皆さんにお礼申し上げます。ありがとうございました。



白熱した意見が飛び交うグループ研修

## 境界問題相談センターわかやま

境界問題センターわかやま センター長 島本俊幸

### 「昨年1年を振り返って」

2月20日にADR研修会として日調連理事北村秀実先生を講師にお招きし、将来のADR認定調査士のあり方、日調連のADRについての取り組みについてご講義いただきました。

今回、和歌山会としては初めてのZoomウェビナーを用いた研修会でしたが業務部、他役員のみなさまのおかげで無事終わることができました。

この場をお借りしまして御礼申し上げます。

今後、これを機会により良い研修会を目指して行きたいと考えています。

境界問題相談センターわかやまの本業である民間紛争解決手続については、「受付面談」（相談員は土地家屋調査士1名）は一昨年コロナ禍の影響で非常に件数が落ち込んでいましたが、昨年は徐々に増えてきている状況です。

ただ、次のステップである「相談」（相談員は弁護士と土地家屋調査士の2名）となれば未だ少なく、原因はなにか。相談料が高額、ADR制度の理解不足などが考えられるかと思いますがこれからもっとピー・アールを高め、今後増えることを期待するところです。

又、和歌山地方法務局と当境界問題センターが連携、協力の下で平成28年より開催しています「境界問題無料相談所」は相談件数が増えつつあり現在奇数月に開催していますが、法務局からの要望もあり来年度より毎月の開催実施を考えています。

今後、会員のみなさまには相談担当者としてのご協力をお願いするところです。

今年も当センターのご理解、ご支援をよろしく願いいたします。

令和4年1月1日

## 和歌山支部

和歌山支部長 寺地 聡彦

今年度の支部予算にて「広報用のタオル」を作成し、支部会員の皆様に配布いたしました。

コロナ過でも問題なく出来ることと思いだめた企画でしたが、支部役員皆様から意見を頂戴し、私が初め抱いていたイメージよりも良いものが出来たと自負致しております。

皆様のご感想は如何でしょうか？ お聞かせいただければ幸いです。



和歌山城北側の伏虎中学校跡地に建設中であった「和歌山城ホール」が遂に完成いたしました。

支部からも和歌山市へ会館整備基金の寄附を致しておりましたが、寄附者の証である銘板が2階ホールに設置されておりますので、訪れた際には是非ご覧ください。



## 紀北支部

紀北支部長 和田佳人

このたび、令和3年5月の定時総会終結を以て、紀北支部の支部長となりました和田佳人です。一応3代目です。とはいえ、私自身は入会順でいえば、橋本でも下から数えて早いですが、紀北支部になっても、あまり変わらないです。技術や知識について、先輩方に近づけるよう精進します。

3年前に岩出支部と橋本支部が合併しまして、さてこれからというときに、コロナ禍で、集合活動ができない状況であります。業務においては、取引や納期の事情もあり、調査士業の視点で、立ち会いや打ち合わせも緊急事態宣言時と比べたら、進んではいますが、都会のほうでは、コロナ禍前と比べると、まだまだ話が進まないと聞きます。

これからは、SNSによる情報提供や交流、また技術の進化により、電子機器の性能向上が進むかと思えます。支部においては、古き良きシステムを知ることと新しいものの理解を深めていく研修の場を設けることができればと思います。

今後とも、よろしくお願いいたします。



## 有 田 支 部

有田支部長 浦 ふゆき

有吉佐和子さんの小説『紀の川』は有名ですが、『有田川』をご存じでしょうか。

先日（11月21日）、有田市民会館「紀文ホール」において市民参加劇『有田川』が上演された。紀の国わかやま文化祭2021 地域文化発信事業として、有吉佐和子氏原作の小説『有田川』を劇化したものである。

明治から昭和に至る激動の時代を、有田川の度重なる洪水に流され、翻弄されながらもたくましく成長する、みかん作り農婦の生き様を描いた、笑いあり涙ありの物語である。

私はその公演に劇中歌とエンディングのコーラスで参加させていただきました。半年間練習を重ねて迎えた本番は、多少のハプニングやトラブルはありましたが、大成功と言える舞台になったと思います。

コロナ禍であり感染予防には厳重に注意をしながら、仲間と共に作り上げてきた舞台は、緊張と興奮でいっぱいでした。そして見に来てくださった方から「すごくよかったよ!」「見せてもらってありがとう!!」などのお声がけを頂いた時には、胸が熱くなるのを感じました。

いいものを作りたいという強い思いゆえ、衝突や葛藤もありましたが、最後に劇の集大成として作られた歌「小さな実」を歌い上げた時、皆がそれぞれの立場で頑張って、一つの舞台を築き上げる事ができた達成感、スタッフ総勢120名がひとつになれた喜びに、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

日常では味わえない貴重な体験に高揚し、コロナ禍で閉塞気味の暮らしの中、本当に晴れ晴れとした素晴らしい一日でした。





## 田辺支部（コロナ禍で出来た事と出来なかった事）

田辺支部長 宮井 一 好

### 出来た事

令和3年10月1日付け地方紙新聞紀伊民報に法の日広告掲載。

とちかおちよさし 土地家屋調査士は(土地建物)の(調査・測量)表示登記を業とする唯一の法定専門職です。

無料相談をお受けします。  
10月1日金~7日木まで ※土曜・日曜を除く

「お隣との境界が分からない。境界のごとで気になる」  
「相続や贈与のために土地を2つに分けたい」  
「建物の取壊しや増改築した登記手続きが分からない」  
「測量や登記の費用は、いくら位かかるの？」  
お気軽に、下記最寄りの会員までお問い合わせ下さい。

**和歌山県土地家屋調査士会 田辺支部**

稲垣 淳	稲垣 和弘	岡田 治	岡本 文春	川口 周作	勘代 康範	小林 徹	小島 幹夫	五島 守生	坂本 明生	澤本 静治	鈴木 弘志	田中 栄一	辻坂 浩二	中野 敬人	那須 俊彦	西端 宏	演中 俊	福本 和哉	松本 忠弘	松下 哲也	松田 悠	三倉 健嗣	宮井 一好	宮本 良	森尾 新平	マツタケ オフィス 土地家屋調査士法人
------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	------------------------

### 出来なかった事

令和3年10月19日（火）

田辺市暴力追放協議会と田辺警察署、新宮警察署共催  
暴力追放決起集会及び街頭啓発パレード



### 出来なかった事

令和3年12月

支部忘年会

来年は新型コロナウイルス感染症が終息し、盛大な支部忘年会が出来る事を願っています。

支部の皆様、楽しみにして下さい。

## 新 宮 支 部

新宮支部長 谷 口 武 大

新宮支部では今年度の活動として地方新聞での広告、献血活動を行いました。

私の住む串本町の話させていただきます。

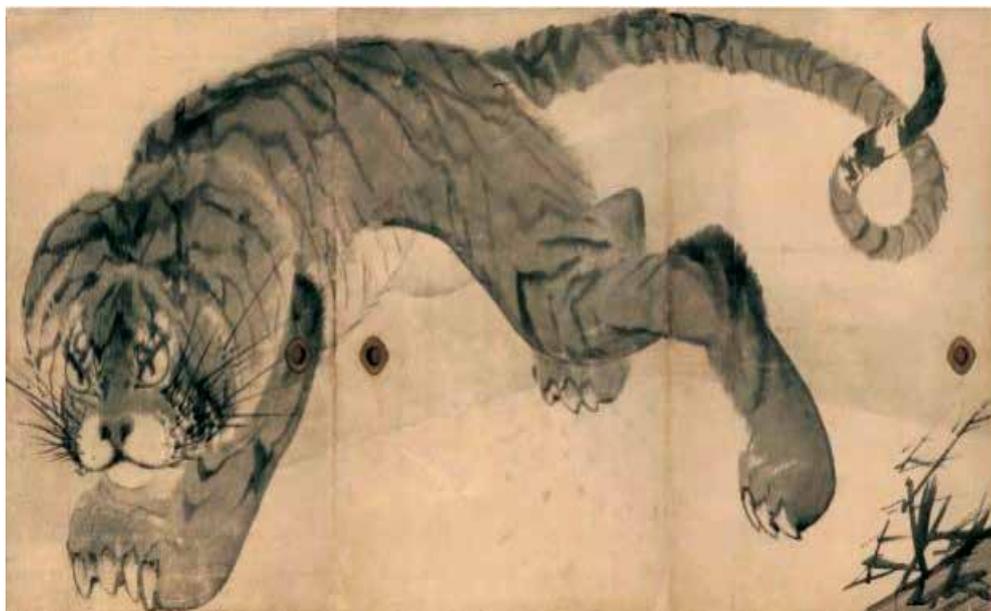
串本町の最近の話題はもっぱらロケットと高速道路の建設です。また東日本大震災以降の官公署や新築住宅の高台移転も盛んです。土地家屋調査士業務もそれらに付随するものが多く、以前は町の中心部であった串本町串本地域の業務はほとんどなく空き家もかなり増えたと思います。

ただそのような地域で古民家を改装してホテルにする動きもあり、一件紹介させていただきます。

明治初期に建築された「稲村亭」という建物で、平成二十八年に所有者から串本町に寄贈され、平成三十年に事業施設として生まれ変わりました。現在は NIPPONIA HOTEL 串本 熊野海道と言う名でホテル及びレストランをしています。(https://nipponia-kushimoto.jp/)

料理は地の食材をその地ならではの楽しみ方で味合う事の出来るフルコース仕立てで、飲み物はペアリングにより全て料理に合わせて出してくれます。その場で出汁をとる串本産真鯛の出汁茶漬けが絶品です。

またその近所には長沢芦雪の襖絵「虎図」「龍図」がある錦江山無量寺もありますので、もし串本町にくる機会があればぜひ一度立ち寄って頂きたいです。



## デジタル庁創設、オンライン化、SNS 問題

田辺支部 西端俊彦

2021年10月、岸田内閣が発足しデジタル庁が創設されました。

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会。デジタル社会形成の基本原則(①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献) などなど、首相官邸のホームページに載っています。

少子高齢化、人生100年時代と高齢の人間が増え、覚えることや理解することが若いころのようにはいかなくなってくる一方で、デジタル化の波はどんどん襲ってきています。

ペーパーレス、電子マネー、インターネット、アプリケーション、5G、横文字ばかりが並ぶのですが、インターネットを使ったオンラインが当たり前になっています。

そう、使えて当たり前なんです。使えることが前提で世の中が動くようになる。上記の基本原則、そして幸せが実現できる社会。

登記オンライン申請、調査士報告方式(完全オンライン)とオンラインを利用することで格段に便利で早く、そして保存管理が楽になった。ただし、不具合が出た時の対応は全くわからない。100点か0点か、みたいなものである。使いこなす、使いこなせない、ここにも勝ち組と負け組なのか。

今やスマートフォンで、生活のほとんどの作業ができてしまう。買い物はもちろん、役所の申請、病院の受付、銀行振込等、こんな便利なものをなぜ利用しないのか。

トータルステーションは使えても、スマートフォンは使いこなせない。ガラケーの携帯電話を使っている私が、スマートフォンの事を書く時点でおかしい話であるが、スマートフォンが便利な

ことは見ていてわかる。

私は、平成15年頃から幼稚園そして小学校PTA役員として学校教育に携わり、現在も小学校の学校運営協議会メンバーとして小学校の運営に携わっている。もちろん自分の子供は卒業している。子供は卒業しても父親は小学校を卒業できていない。

そんな中、学校運営協議会主催でSNSに関する研修会が実施された。



SNSは、皆さん聞いているでしょうが、ソーシャルネットワーキングサービスの略で登録された利用者同士が交流できるサービスです。コミュニケーションツールとして多くの方が利用していますが、line、Twitter、Facebook、Instagram、YouTube、TikTok、お分かりになるでしょうか。

研修会の目的は、SNSの怖さを知ってもらうこと。対象者は児童と保護者。児童には児童向けの研修会で保護者には保護者向けの研修会と2回に分けて実施された。

内容は怖くなるものばかり、アプリケーションの年齢制限を確認せずに子供が利用すると、使い次第で多額の損害賠償に発展したり、スマートフォンの設定ミスにより個人情報がつつぬけだったり、写真一枚から住所や家族構成まで分かってしまう恐ろしさ。ここまで分かるものかと思うとともに、サイバー犯罪の実態も知ることができた。

サイバー犯罪も恐ろしいものだったが、それ以



上に私にとっての衝撃は、スマートフォンを使いこなす子供の年齢である。

講師先生曰く、現在の小学1年生は、鉛筆よりもスマートフォンを触る回数のほうが多い。格段に多い。触るだけではない、使いこなしているという。スマートフォンでYouTubeを見て、Instagramに写真を投稿し“いいね”をもらう。小学3年生にもなるとSNSに投稿してポイントをもらい、貯まったポイントを利用しアマゾンで買い物をしているという。ポイントをもらうためにエスカレートした写真を投稿する、それが犯罪に利用されたり巻き込まれたりする。投稿された写真や動画は、おそらく一生消えることはない。投稿自体を削除しても、いったんネット上に投稿されたものは誰かがコピーし拡散されるからである。中には、親のクレジットカードを使って買い物をしていた子供もいる。最高被害額1800万円である。このように子供たちの世界では、インターネット、デジタル化、オンラインなどは、当たり前なのである。

オンライン申請が良いのか、登記官にお願いしますと言って書面を渡すのが良いのか、アナログなことや汗をかくこと他人と面と向かって話をすることの必要性は十分にわかるし、ゼロには出来ないが、時代はオンライン、デジタルなのだろう。使い方さえ誤らなければ、これほど便利なものはない。使いやすさと安全性、デジタル庁の役目は大きいと思うのである。インターネットの勉強や研修も、必要なのかもしれない。

ご挨拶することもなく新年を迎えてしまいましたが、今年度より本会副会長を拝命いたしました。開業して20年になるものの、何の取り柄もないような私に何ができるのかわかりませんが、他人から必要と言われることに感謝し、服部会長を支え調査士会のために貢献できればと考えます。

広報担当ということですから、広報部長や理事の皆さんと調査士会の広報になるようなことを考えていきたいと思えます。

会員の皆様、先輩方のご指導頂きながら、至らぬところは優しくご注意ください、温かい目で見ただけますようお願いいたします。

## ウェブ研修会

和歌山支部 山村定司

令和3年11月12日、狭隘道路、入札に関する研修会（本会、公嘱協会協賛）が調査士会館4階からの配信により開催されました。講師先生は外部からお招きし近プロ他会の視聴者も数名いることもあって、失敗は許されない重圧の中、実験会と称する準備を3回、合計9時間近く重ねてきました。それでも、スタッフ各位の不安は払拭されないまま当日を迎えることとなりました。

直前リハーサル  
余念なき声量、原稿の確認



服部会長



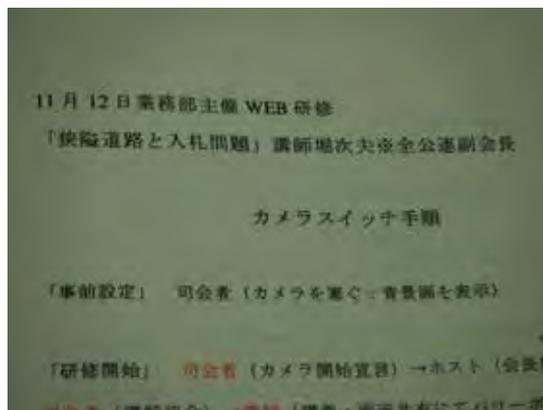
吉田理事長



司会者 栗原理事



画像切替えスイッチャー和田研修部長



和田研修部長の進行手順書



全公連副会長 堀次夫先生と入念に打合せ



コロナ禍ゆえにハンドマイクの消毒 大田理事

今回スタッフが、最も神経を使ったのは、視聴者が過不足なく自然体で聞き取れる音響配信でした。対策万全のはずが、直前での思わぬハウリング発生に慌てます。



やがて、参集形式とは違った緊張感の中、研修会は始まりました。

研修終了直後、視聴した会員に出来栄を尋ねたところ、80点の評価を頂きスタッフからは笑みがこぼれていました。スタッフの皆さんご苦労様でした。

## 紀州備長炭の世界

御坊支部 谷久保 浩二

土地家屋調査士・行政書士の業務とは別で株式会社紀（ハジメ）という紀州備長炭の製造販売をする法人を運営しています。

昨年の記事には、「紀州備長炭窯の作り方」を紹介させていただきましたが、今回は「紀州備長炭を焼いてみよう」ということで、昨年に引き続き少し書いてみたいと思いますので、興味があればご一読ください。

### 紀州備長炭を焼いてみよう

紀州備長炭を製炭する工程は原木を切ることから始まります。

樹齢30年以上成長した馬目樫を長さ2m<sup>2</sup>～2.5m<sup>2</sup>に小切り架線やモノラック、動力運搬車を用いて山から搬出します。

山から搬出した原木は窯の設置している作業場で木ごしらえ（整形作業）を行います。馬目樫はスギやヒノキと違い曲がっています。その曲がった部分に切り込みを入れて真っ直ぐにします。この作業を「木のし」と言います。



又、直径が約10cm以上になると製炭したときに締まり切らないので半分や4等分に木を割ります。この作業を「割木」と言います。



こうして整形した原木を窯の中に入れるのですが、窯の準備として「トコを作る」必要があります。

窯の床面は赤土で水平に作られているのですが、素灰（炭の灰と赤土を混ぜたもの）を入れて窯の中の空気の流れを窯の癖に合わせて調整します。同じように作った窯でも左右が全く対象ではない、天井の形が



違う、同じ窯でも作った当初と使い込んでいくうちに周りの土が焼けて減ってくるので癖が変わってきます。この癖に合わせてトコを作ります。

この後の作業の窯に火を入れる加減や空気穴の抑え方の加減など基本は同じなのですが、窯それぞれの状態や癖に合わせて調整する必要があります。

又、原木は枯れてしまうと品質の良い備長炭にはならないので、伐採から窯への搬入は出来る限り早くする必要があります。

窯の大きさは決まっていますが、30 俵～40 俵を一度に生産できる大きさが一般的な大きさになります。紀州備長炭の1 俵の重さが15kg となりますので、40 俵で600kgの備長炭が製炭できます。

トラックなどの運搬手段が無い時代は原木がある山々に窯が作られていたので、比較的小規模の窯が主流だったのですが、現在は作業のしやすい場所に窯を設置して原木を運んできますので大きめの窯が増えてきています。

炭化される工程で重さが1/10、太さが1/3程度になるので40 俵の窯だと6tの原木を窯の中に入れることとなります。

窯の中に原木を入れてから、窯の口で火を焚いて窯の中の温度を上げていきます。この時の原木は生木なので多くの水蒸気が発生します。この水蒸気がなくなるまでは窯の中の原木に火が付くことはありません。又、窯の口で炊いている火が奥の原木に移るわけでもありません。

空気口は窯の口のみなので、口で炊いている火に酸素をほとんど消費されるために窯の中は酸欠状態なので窯の中の温度は上がるものの燃えたいけれども燃えることが出来ない状態になります。それでも火を3日～5日（窯の大きさや入れたときの窯の温度で左右します）焚き続けると、限界がきて窯の中の原木の高い部分に火が付き始めます。この瞬間が「窯に火が入る」状態です。

この判断はヒアナから出る煙のにおいと色で判断します。この独特のにおいを「カザ」と呼びます。この判断は経験と勘が頼りですが、外気温や湿度によっても煙の見え方が大きく変わるので判断が難しいです。新人の頃は湯気に騙されて火が入ったと思って口を塞いだが、次の日になったら消えていたなんてことが起こります。

火が入ると焚いている窯の口を空気穴のみ残して塞いでしまいます。この空気穴の調整も火が入るまでの窯への温度の入れ方、火が入った時の状態や火の入り加減を踏まえて行っていきます。

当然空気を抑えすぎると消えてしましますが、入れすぎると締まりのない備長炭とは言えない質の炭になってしまいます。

この時に出てくる煙を下の写真のように冷やして取れる液体を木酢液と言います。



こうしてゆっくりと燃やしていくと3日～4日でカザが無くなります。一度焼けた状態です。この状態でヒアナと空気穴の全てを塞いで窯の中で火を消してしまったものを黒炭と言います。紀州備長炭などの白炭は火を消すのではなく、アラシ又はネラシといって36時間～48時間かけて空気穴を大きくしていき窯の中の温度を1200℃まで上げた状態で炭を窯から出して火を消す工程を行います。

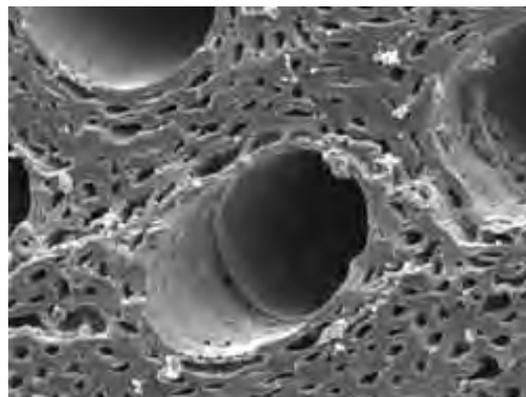


炭の火を消すために使う素灰には気化熱を利用して冷ますために水を含ませているため、気温の低い冬場などはモクモクと湯気が立ち上ります。

こうして一度1200℃まで熱することにより不純物を燃焼させ純粋な炭素の結晶体になったものが白炭となります。

白炭というのは火を消す工程で焼けている炭に素灰をかけて消すので、炭の表面に灰が付着し白く見えることから黒炭と区別して呼ばれます。白炭の中でも紀州で生産されるものを紀州備長炭と呼びます。紀州備長炭は地域団体商標に登録されています。





上の写真右側の炭の拡大写真で分かるかと思いますが、木の細胞の形でそのまま炭になっています。この細胞の結合を利用して炭を締めていく為に生木から焼く必要があります。このような構造になっているので体積に対して表面積が広くなるために浄化作用や調湿作用が高くなっています。

最終出来上がった炭を太さや大きさに 15 種類程度に選別して箱詰め作業を行います。この箱には地域団体商標が記載されています。紀（ハジメと読みます）は社名で会社ロゴのデザインをプリントしてあります。

今回、兵庫県土地家屋調査士会 明石支部 支部長の藤本明生先生を紹介します。

藤本先生は、ギター片手に世界7大陸で歌い歩きを達成し、この度東経135度子午線に沿って列島を横断しオリジナル曲を歌い上げるという旅に挑戦しているとの情報が入りました。

令和3年9月3日京丹後市(最北端)をスタートし徒歩で列島を南下するという旅です。そして、9月27日その旅のフィナーレを飾るのが日本最南端の子午線の地である友ヶ島を訪れるということでした。

そう、友ヶ島は、和歌山県土地家屋調査士会にとって今一番熱いパワースポットということで早速、服部会長と山村副会長と共に取材に行き参りました。

広報部 角 光弘

## 子午線一人歩き旅303km ～ギター・テント担いで、最北端から最南端へ～

兵庫県土地家屋調査士会  
明石支部 支部長 **藤本明生**



### Q1、子午線の旅を始めようとしたきっかけは？

明石高専在学中にギターに目覚め、20歳で1ヶ月間、アメリカに行きました。路上でギター弾き語りを経験して以来、世界のあちこちを放浪。2020年2月、南極に上陸。35年越しの夢「世界7大陸でギター唄い歩き」を叶えました。南極からの帰国の途上、英国・グリニッジ天文台(写真①)に立ち寄り、経度0度の子午線に立ち、今回の「日本標準時子午線歩き旅」を思いつきました。



9/3、京都府網野駅まで電車で行き、子午線最北端



モニュメント(京丹後市:写真②)から、歩き旅はスタート。2週間で淡路島まで踏破しました。1週間の仕事復帰後、9/27、明石から、子午線上をクルーザーで南下し、和歌山市友ヶ島に上陸。同日午後3時、ゴールである「子午線の最南端モニュメント」に到着しました。

### Q2、今回の旅で苦労したことは？

事前に、地図(平面)で確認し、限りなく子午線上の道(山道、ケモノ道も含む:写真③)を選定し、ルートを決めました。

そして実行。だが現実には甘くありませんでした。予定されたケモノ道を突き進んだが、30年以上人が行



き来しない道は、原型を留めておらず、山中、道に迷いました。特にスタートからの4日間が難攻でした。京丹後市～豊岡市～福知山市～丹波市の間は、峠が続き、昇降が険しく、雨の中の山行となりました。山中には、人、店、宿、自販機等はまったくなく、一人っきりのテント泊(写真④)となりました。2日分の食糧・水は底をつき、3・4日目には生命の危機を感じました。のどが渇き、落ちているペットボトルを手にし、残っている水を陽にかざしてみても、白く濁っているのを見て、飲むのを諦めました。

川は雨天のため、轟々と流れる音は聞こえますが、谷底深く、人を寄せつけない感があり、途方に暮れました。さらには、道が寸断され、道迷いとなり、必死に地図からルートや、次の村までの距離を読み取っては、「進むべきか、戻るべきか」思案しました。ガムシャラに進んだが、「これ以上進むことは危険!」と泣く泣く撤退を決断しました。悪い事は続くもので、ここで遭難しても誰も助けてくれないと思い、携帯で誰かに位置情報を伝えようとするも、「圏外」の表示。熊にあい、何かあっても、誰も助けてくれない、しばらく発見もされない、と思うと怖くなりました。丹波市に入り、集落が見えた時には、「助かった」と思いました。

地図からルート・距離・高低差を読み取り、地元情報(熊の出没、道寸断等)、天候予測、食糧調達ポイント、テント張れるか等、目まぐるしく変わる現実に、先手先手で対応しないとダメだと痛感しました。

### Q3、友ヶ島のモニュメントについてどうでしたか？

まずは、土地家屋調査士会70周年記念事業にて、歴史に残る「友ヶ島モニュメント」建立された和歌山県土地家屋調査士会様、誠におめでとうございます。日本標準時子午線が東経135度と定められた明治19年から、今年で「135年目」である事にも大きな意味や意義を感じます。

プロジェクトチームを立ち上げられ、現地下見、記念碑デザイン、測量、和歌山市との協議、作成、運搬設置等、言葉では言い尽くせない大変なご苦労があった事と思います。今後、友ヶ島の「新たなランドマーク」になり、「未永く愛されるモニュメントになる」と確信いたします。



子午線上にあるモニュメントは84基。その中でも友ヶ島モニュメントの最大の特徴は、「日本最南端」「最新鋭」である。そんな友ヶ島モニュメントは、今回の私の歩き旅を締めくくる「ゴール」地点。私が今回訪れたモニュメントの60基目に当たします。ここで、私がモニュメントを初めて見たその瞬間をここに記します。

9/27(月)、明石を午後12時30分に出航したクルーザーは子午線に沿い南下。午後2時45分、友ヶ島に上陸(写真⑤)。午後3時、やっと灯台に到達。そこから南西の方角に歩を進めると視界が一気に開け、「和歌山県土地家屋調査士会」のノボリがいきなり現れました。さらに進むと、シュッと天に伸びる「地球とべ



クトルをイメージ」した、輝くモニュメントとご対面。そして服部会長・山村副会長・角様の笑顔（写真⑥）。最北端モニュメントからの歩いた距離 303km。ゴールにふさわしい、素晴らしいモニュメントに到達！達成感に心が躍りました。当日、わざわざ、私を出迎えて頂いた和歌山会の方々に、大変恐縮いたします。僭越ながら、記念碑前でオリジナル曲「子午線の唄」を唄わせて頂きました。私にとって、あの瞬間を共有して頂いた事は、一生忘れられない思い出です。本当に感謝、御礼申し上げます。

#### Q4、ギターは趣味として音楽活動もしていますか？

明石高専で入寮し、ギターを始めた。オリジナルを創る先輩、知らぬ街の路上で弾き語りをする先輩の影響を大きく受け、今の私があります。現在も趣味として続けており、私が発足させた「ギター弾いてワイワイやる会」は今年で 10 周年を迎えます。昔ギター弾いていた方、今から弾き語りを始めたい方を中心に、酒蔵ライブ、花見と楽しんでいます。「音楽を演奏する方が増え、音楽で町が盛り上げば」と願っております。

#### Q5、家族構成は及び年齢は？

家族は、妻、長男（28）、次男（26）、私の 4 人家族。明石在住・在勤、昭和 40 年 3 月 7 日生まれの 56 歳。私の名前の「明生」は、「明石に生まれた」ことが由来で、名前の通り現在も「明石で生きて」います。私の通った小学校区内に、東経 135 度子午線が通り、幼稚園の頃から「明石市立天文科学館」に遠足で行き、「時のまち明石」が私には、刷り込まれています。東経 135 度が通る町は全部で「12 市」あり、今回、「12 市」を訪問して、それぞれの町が子午線とどんな風に

関わっているのか、感じてみようと思われ決めました。

#### Q6、次のチャレンジについて教えてください。

次回チャレンジは、松尾芭蕉さんの「奥の細道（写真⑦）」歩き旅を計画しています。簡単に経緯をお話ししますと、世界 7 大陸へは行ったものの、日本の都道府県で行ったことのない県は多くあり、「もっと日本の事を知りたい」と思いました。特に、私にとって東北地方は縁遠く、調べていくうちに「奥の細道」にたどり着きました。

芭蕉さん（江戸前期）は、死を覚悟し 46 歳にして 2400km（江戸～仙台～秋田～新潟～石川～岐阜）を、俳句を読みながら 5 ケ月間で歩いています。「奥の細道」は紀行文で、日記風に道中の事（ルート、天候、景色、宿等）が記され、俳句に仕上げるまでの状況、感じた事が書かれています。

読み進むうちに「同じ日程で、同じルートを歩きたい」と思い、江戸時代の地図を取り寄せ、現在に地図に落とし込む作業をすると、もう歩いた気分になり、次の目標としました。

具体的には、1 ケ月間 650km（仙台→秋田）の歩き旅。この行程は、「奥の細道」の中でも一番興味深く、過酷な場面が多々出てきます。頭の中では、もう 2 回歩きましたが、あとは実行の時を、ワクワクしながら待っております。



さいごに、このような文章を掲載して頂く機会を与えてくださいました御会に、感謝申し上げますと共に、御会の益々のご発展を明石の地よりお祈りしております。

## 70周年記念事業を終えて

制度制定70周年記念プロジェクト委員会 委員長 片岡 聖佳

令和3年6月12日、私は和歌山市役所の市長室に居ました。70周年記念事業の記念碑の贈呈式に、調査士会、公嘱協会、政治連盟の役員とともに出席するためです。

和歌山市広報室、市長室の職員、各関係課の職員が休日出勤をさせていただいて集まっており、その中心に尾花市長が満面の笑みを浮かべて我々を迎えていただきました。

最初に、始まったのは令和元年の12月。服部会長よりの個人的な相談で「来年の70周年記念事業について何したらいいものか」との問い合わせからです。

それから、話がトントンと進み、準備委員会が結成され、予算についても、総会を通じ、公嘱協会の応援も頂いて、何とか確保すること出来ましたが、世の中は「コロナ、コロナ」コロナ禍のまっただ中、全く見通しがつきません。

結局、70周年である令和2年度での周年事業は断念し、翌年に繰り越すこととなりました。とはいっても、委員会のボルテージは高く、「より良いもの、より目立つこと。」を目標に、コロナそっこのけで、会議を繰り返しました。

我々委員会メンバーには一つの使命感がありました。それは会員ひとりひとりから拠出していただいた大切な会費という原資を使わせていただくのですから、より効果的に、よりインパクトの強いものに仕上げていくことです。

その中で尾花市長からの最大の注文がありました。

それは、記念碑をドンピシャの135°00′00″の位置上に設置できないかというものでした。以前の簡易標識に刻まれている、東経表示では計算上、崖の位置に来ると予想していたため、「困難である」旨とその「報告書」を提出しましたが、市長はなかなか納得せず、「現地で確認をしてくれたのか？」との一点張りでした。

私もとうとう、その熱意に負け、委員会に現地の仮測量の実施を指示しました。仮測量の結果はなんと、広場の最適な場所になるとのことでした。

これについては、後日贈呈式の中の雑談で、市長と「ピッタリの標準時子午線」にこだわった市長の熱量がすごかった旨をお互い談笑しました。

子午線を通る町は12市あり、それぞれに記念碑は存在しますが、これにより、友ヶ島の記念碑は135°00′00″の位置上に設置された唯一のものとなったわけです。

ちなみに、子午線上にあると思われる明石天文科学館は日本測地系で370m、世界測地系でも120mズレています。

いよいよ、記念碑の建立も終わり、贈呈式、除幕式の準備となりましたが、場所が野外でしかも離島という所に、最大の難点がありました。

そもそも建立した土地が友ヶ島の灯台元の東経135°の場所ですから、天候が悪ければ船が出ない、船着き場から建立場所まで徒歩で山道を30分ほど歩かなければならないからです。

結局、天候のギリギリの判断により、予定していた現地での記念碑贈呈式は断念し、市長室ということになったのです。

今まで私が入会してから、理事、副会長、近畿ブロック部会長などに携わり、また周年事業もその時の役職で行ってきましたが、これほど会員や関係者が一つになって進めた事業はありません。

土地家屋調査士会の名前を刻んだ記念碑という結晶が、恒久的施設として、人が集まる観光施設の目玉として和歌山市が管理してくれるのです。

きっと私達の後に、まだ入会をしていない将来の会員の方が幼少時代これを見て、「土地家屋調査士というものに興味を持ち、これに進もうと思った。」と言う方が出て来たという話が出ることを信じています。

最後に、贈呈式に寄せていただいた明石市長の祝電を披露します。



## お祝いのことば

このたび、標準時子午線が通る日本最南端の地、友ヶ島に、新たに子午線塔モニュメントが建立されましたことを心よりお慶び申し上げます。

豊かな自然や歴史、文化など、魅力あふれる友ヶ島は、昨年、葛城修験が日本遺産に認定されたこともあり、観光地としてますます注目を集めておられます。

このような観光スポットに、時の大切さを感じさせてくれる子午線塔モニュメントが新たに建立されましたことは、同じ標準時子午線が通るまちとしてご同慶のいたりでございます。

昨年の6月10日、時の記念日が制定されてから100周年を迎え、そして今年の7月には、東経135度が日本標準時子午線として定められてから135年の節目を迎えます。

明石市といたしましても、標準時子午線が通るまちとして、より多くの皆様に時や天文の奥深さ、素晴らしさを感じていただけるよう、今後も様々な取り組みを行ってまいりますので、共に子午線のまちとして盛り上げていただけたら幸いに存じます。

結びにあたり、和歌山市が今後ますますご発展されますことを祈念いたしますとともに、本日ご出席の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、私からのお祝いのメッセージとさせていただきます。



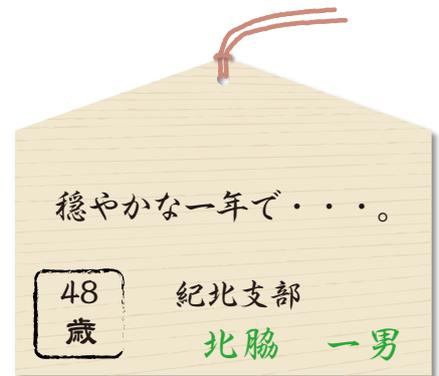
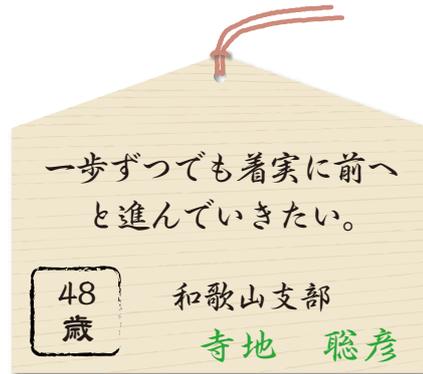
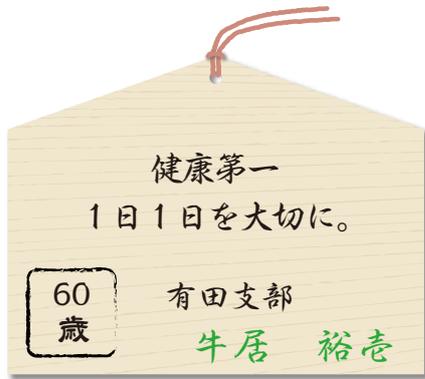
2021年6月12日

明石市長 泉 房 穂





令和4年年男のみなさんに今年の抱負をお聞きしました。



## 事務所移動

**西 博之**（新宮支部）令和3年8月23日変更  
〒647-0044 新宮市神倉二丁目4番35号  
電話 0735-21-6733  
FAX 0735-21-6734

**西 雅文**（新宮支部）令和3年8月23日変更  
〒647-0044 新宮市神倉二丁目4番35号  
電話 0735-21-6733  
FAX 0735-21-6734



## 新入会員紹介

### 新宮支部



ひがし                      たか                      みち  
東                      孝                      通

令和3年1月12日入会

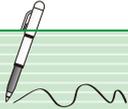
(事務所)  
〒647-0020  
新宮市徐福1丁目2番28号  
電話 0735-22-5128  
FAX 0735-22-5128

平成31年2月に資格を取得し、令和3年1月に入会させて頂きました。それまでは土地家屋調査士とは全く関係のない仕事をしておりましたが、義父が長年この仕事をやっていることもあって挑戦することになりました。疑問点や不明な点について身近に相談できる人がいるという非常に恵まれた環境にあり、有難く感じております。しかし試験には無かった実務上の処理、取扱いに戸惑うことが多々あり、仕事を着実にこなせるようになるには相当な努力が必要であると痛感しております。

諸先輩方をお手本に日々精進して参る所存ですので何卒ご指導くださいますようお願い申し上げます。







## 編集後記

皆様、新年あけましておめでとうございます。前期に引続き今期も広報部長を担当させていただきます角と申します。

この度、会報 木ノ国わかやま 78 号をお読みいただきありがとうございます。

さて、去年は制度制定 70 周年記念事業の開催など和歌山会にとっては、非常に有意義な一年となりました。

記念事業を通じて土地家屋調査士という仕事に少しでも興味を持っていただければ幸いです。

今後、広報部ではホームページの見直しや SNS などを使った広報にも対応していきたいと考えています。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

(広報部長:角 光弘)

## 会報 木の国わかやま 第78号

**発行日** 令和4年1月

**発行所** 和歌山県土地家屋調査士会

☎ 640-8144

和歌山市四番丁7番地

TEL (073)421-1311

FAX (073)436-8101

**発行者** 会長 服部 正

**印刷** 白光印刷株式会社

TEL (073) 446-8880

FAX (073) 446-8881



法律に定められた不動産登記に必要な土地・建物の調査・測量  
及び表示登記申請業務は「土地家屋調査士」が行います。

## 土地家屋調査士の業務内容

**【土地関係】** 土地の調査・測量  
分筆の登記  
地積更正の登記  
合筆の登記  
表示の登記  
地目変更の登記  
地図訂正の申出等

.....

**【建物関係】** 建物の調査・測量  
新築（表示）の登記  
増築の登記  
取りこわし（滅失）の登記  
種類変更の登記  
分割、合併の登記  
区分建物、建物区分の登記等

★詳細は和歌山県土地家屋調査士会事務局でお聞き下さい。

住所 和歌山市四番丁7番地

電話 073-421-1311

FAX 073-436-8101

E-mail wacho@chive.ocn.ne.jp

URL <http://chosashi-wakayama.jp/>